

# 【フラット35】をご夫婦で借りるなら

## 2名分の保障が付いた 夫婦連生団信をご検討ください！

「夫婦連生団信」はご夫婦で連帯債務となる場合にご利用できます。  
戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方、同性パートナーも対象です。

夫婦連生団信では、連帯債務のご夫婦のうち、いずれかお一人が  
**死亡** または **所定の身体障害状態** となられた場合に、以後の  
【フラット35】の返済が不要となります。

### 夫婦連生団信を利用すると・・・

共働きのご夫婦で連帯債務

#### 新機構団信



夫加入 **あり**

#### 新機構団信



妻加入 **あり**

#### ケース1

夫が万ーの場合



死亡

または



所定の身体障害状態

【フラット35】の

残高 **0円**



#### ケース2

妻が万ーの場合



死亡

または



所定の身体障害状態

【フラット35】の

残高 **0円**



### 夫婦連生団信を利用しないと・・・

未加入のパートナーに万ーのこと(死亡または所定の身体障害状態)があった場合に、  
【フラット35】の残高はそのままとなります。

- ☑ 男性も女性も身体障害となるリスクはほぼ同じ。  
(「身体障害者手帳」所持者の男女比率※ 男性約**52%** 女性約**48%**)  
※出典：厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査結果」
- ☑ 累計約5万組のご夫婦が【フラット35】の夫婦連生団信を利用している。

詳細は裏面を参照ください。

## 夫婦連生団信のポイント

### ① 連帯債務のご夫婦2名が保障対象！

→ ご夫婦のうち、どちらか一方が万一（死亡または所定の身体障害状態）の場合、住宅の持ち分や返済割合にかかわらず、以後の【フラット35】の返済が不要になります。

残高0円

### ② 借入金利に年0.18%の上乗せで2名分の保障！

→ 借入額 3,000 万円の場合、約 2,700 円/月（目安）返済額が増加します。

試算例	夫婦連生団信 利用有無	夫婦連生団信を利用しない場合 (新機構団信に1人でご加入の場合)	夫婦連生団信を利用する場合 (新機構団信にご夫婦でご加入の場合)
借入金利		年 1. 5 1 %	年 1. 6 9 % (左記+0.18%)
毎月の返済額		9 2, 0 0 2 円	9 4, 6 7 2 円 (左記+2,670円)

- ※ 借入額 3,000 万円、借入期間 35 年、元利均等返済、ボーナス返済なしの場合で、毎月の計算額を計算。借入金利は試算のための数値であり、実際に借り入れできる金利ではありません。このため、毎月の返済額は目安の金額となります。
- ※ 実際の借入金利は、借入れのご契約日、取扱金融機関等により異なりますので、借入金利はフラット35サイト (<https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/kinri/index.php/rates/top>) でご確認ください。
- ※ 保障が終了する年齢(満 80 歳)に達する等により団信の保障が終了となる場合等でも、借入金利はご契約時の金利から変更されません。

## 夫婦連生団信の加入要件等

申込可能年齢	ご夫婦2名ともに、告知日現在、満15歳以上満70歳未満
保障期間	満80歳の誕生日の属する月の末日まで (いずれかの加入者の保障期間が終了した後、もう一方の加入者の保障期間が終了するまでの間は、お一人でのご加入となります。お一人でのご加入となった後も借入金利は変わりません。)
保険金が支払われる場合	いずれかの加入者が、次の①または②に該当した場合 ①死亡されたとき ②身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき (ただし、いずれかの加入者の故意により、もう一方の加入者が①または②に該当することとなった場合は、保険金は支払われません。)

- ※ ご夫婦のどちらかの団体信用生命保険により【フラット35】が完済された場合、残された連帯債務者の【フラット35】が免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問合せください。
- ※ 【フラット35】の団体信用生命保険には新3大疾病付機構団信もございますが、新3大疾病付機構団信では「夫婦連生団信」をご利用いただけません。
- ※ ご加入の申込みは【フラット35】の借入申込時となります。申込みにあたっては「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」に添付される「重要事項説明 ご加入にあたって(「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」)」をご確認ください。
- ※ 保障内容の詳細は下記のフラット35新機構団信サイトをご覧ください。



住まいのしあわせを、とものつくる。  
住宅金融支援機構

フラット35 新機構団信



[フラット35 新機構団信サイト]

<https://www.flat35.com/shin-danshin/no-subscription.html>

団信専用ダイヤル

0120-0860-78 (通話料無料)

- 営業時間：9:00～17:00（土日、祝日、年末年始は除く。）
- 利用できない場合（国際電話など）は、次の番号におかけください。  
048-615-3311（通話料金ががかかります。）

- ※ 月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- ※ お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただきます。

2023年1月